

資料提供(投げ込み) 令和5年11月22日(水)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
市民部 市民交流課 (電話059-229-3142)	交通安全担当主幹 間部 智之

令和5年年末の交通安全県民運動の実施について

このことについて、その内容は下記のとおりです。

記

1 年末の交通安全県民運動

(1) 実施期間

令和5年12月1日(金)～12月10日(日)

(2) 運動の重点

- ア こどもと高齢者の交通事故防止
- イ 横断歩道における歩行者優先の徹底
- ウ シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- エ 飲酒運転の根絶
- オ 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

2 交通安全・防犯・防火合同出発式【雨天中止】

(1) 日時

令和5年12月1日(金) 9時～9時45分

(2) 場所

お城西公園(津市役所北側)

(3) 内容

- ア 部隊視閲
- イ 挨拶(津市長、津警察署長)
- ウ 列席者紹介
- エ 防火メッセージ
- オ 各指導取締部隊・広報部隊出動

(4) 参加人数

約120人

(5) 主催

津市交通安全対策会議

3 まもってくれてありがとう運動モデル校の指定

(1) 指定校

津市立養正小学校

(2) 日時

令和5年12月7日(木) 8時30分～8時45分

(7時50分から校区内通学路において街頭指導を実施します。)

(3) 場所

養正小学校 会議室

(4) 内容

ア 主催者挨拶

イ 指定書交付

ウ 横断旗授与

4 交通安全パイロット校の指定

(1) 指定校

津市立香海中学校

(2) 日時

令和5年12月4日(月) 8時20分～8時35分

(7時50分から校区内通学路において街頭指導を実施します。)

(3) 場所

香海中学校 会議室

(4) 内容

ア 主催者挨拶

イ 交通安全パイロット校の指定書交付

ウ シンボル像・のぼり旗・交通安全啓発物品の授与

年末の交通安全県民運動

令和5年12月1日(金)～12月10日(日)



三重県交通安全県民運動スローガン

やさしさが 安心つなぐ 三重の道 ～歩行者のハンドサインは赤信号～

運動の重点

子どもと高齢者の交通事故防止

横断歩道における歩行者優先の徹底

シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

飲酒運転等の根絶

自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



チャイルドシート着用推進
シンボルマーク「カチャビヨン」



三重県・三重県交通対策協議会

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部くらし・交通安全課

TEL 059-224-2410 FAX 059-224-3069

令和5年
年末の交通安全県民運動
実施要項はこちら→



令和5年 年末の交通安全県民運動

運動の重点

子どもと高齢者の交通事故防止

交通事故死者数全体の約半数を占める高齢者と次代を担うかけがえのない子どもの命を社会全体で守りましょう。

子どもや高齢者を見掛けたら、思いやりの気持ちを持って運転しましょう。

特に、視認性が低下する夕暮れ時や夜間は早めにライトを点灯して事故防止に努めましょう。



「夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動」
10月1日～12月31日

推進事項

- 夕暮れ時又は天候に応じたライト点灯（自動車、オートバイ、自転車）
- 反射材の着用推進（歩行者、自転車）

シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

県内の自動車乗車中の交通事故死者のうち、多くの方がシートベルト非着用となっています。

そのうち、大半の方がシートベルトを着用していれば、助かったと推定されています。

車に乗ったら、全ての座席でシートベルトを正しく着用しましょう。

また、6歳未満の幼児を乗車させる際は、チャイルドシート等を正しく使用しましょう。



自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

ヘルメットを着用していない方が事故に遭った場合、着用している方に比べて、致死率が2倍以上になると言われています。

ご自身の命を守るためにヘルメットを着用しましょう。

また、自転車は、車両の仲間です。

交通ルールを守って正しく利用しましょう。

横断歩道における歩行者優先の徹底

横断歩道における歩行者優先はマナーではなく法律に定められた「ルール」です。

ドライバーの方は、横断歩道における歩行者優先を徹底しましょう。

歩行者の方は、近くに横断歩道がある場合は横断歩道を渡りましょう。



飲酒運転等の根絶

いまだに飲酒運転の根絶に至らず、多くの人身事故や死亡事故も発生しています。

飲酒運転は重大な犯罪で、厳しい処罰を受けることになります。

運転者はもちろん、自動車等を運転する人にお酒を提供する行為やお酒を飲んだ人に自動車等を提供する行為、飲酒運転の車に同乗する行為も犯罪です。

そのほか、あおり運転も重大な犯罪です。

気持ちと時間に余裕を持って運転しましょう。



○12月1日は、「三重県飲酒運転0を目指す推進運動の日」です。

○「ハンドルキーパー運動」を推進しましょう。

やむを得ず、仲間と自動車で飲食店などへ行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人を決め、その人はお酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送る運動です。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

